

2024年6月4日

「神保町文化発信会議」規約

第1条（名称）

本会は、神保町文化発信会議と称する。

第2条（事務局）

本会の事務局は、株式会社読売新聞東京本社内に置く。

第3条（目的と活動期間）

1. 本会は、本の街神保町が有する出版物等の豊かな知識資源を基盤として、さらにそれを充実・活用し、もって我が国の出版文化等の向上とその国内外への発信により日本社会の発展に寄与することを目的とする。
2. 本会の活動期間は、令和6年（2024年）6月から令和11年（2029年）3月までとし、延長する場合は改めて活動期間を定める。

第4条（組織）

1. 本会は、前条の目的に賛同する法人又は団体をもって組織する。
2. 本会の会員は、前条の目的推進のため自ら主体的に活動する本会員及び特別会員とする。
3. 会員は、幹事を1名選任することができる。幹事は、幹事会及び総会に出席することができる。

第5条（役員）

1. 本会を運営するため、総会の承認に基づき次の役員を選任する。
 - (1) 代表（複数名選任することができる）
 - (2) 事務局長
 - (3) 監事
2. 本会の常務は、役員及び会員が単独で執行することができる。
3. 本会の設立時の役員については、本規約末尾の附則に定めるところによる。
4. 役員の任期は、2年とする。ただし、役員の再任は妨げられない。
5. 役員は、任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの期間、引き続きその職務を

行う。

6. 役員は、無報酬とする。

第6条（入会）

本会への入会を希望する者は、会員1名の推薦が記された書面を本会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

第7条（顧問）

1. 本会には、特別会員である顧問を置くことができる。
2. 顧問は、総会の承認を得て、代表が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関し助言をするほか、総会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第8条（総会）

1. 総会は、代表の招集に基づいて年1回開催し、次の事項を審議する。ただし、代表が必要と認めるときに臨時に開催することができる。
 - (1) 予算及び決算に関する事項
 - (2) 本会の目的達成のための計画策定及び運営方針に関する事項
 - (3) 本会の規約の改正に関する事項
 - (4) 役員の選解任に関する事項
 - (5) 会員の除名又は活動停止に関する事項
 - (6) その他本会にとって重要と認められる事項
2. 総会の議長は、代表が務める。代表に事故があったときは、代表を除く役員で協議の上議長を定める。
3. 総会の議決は、会員の過半数が出席のうえ、出席会員の過半数により決する。会員の議決権は、会員1法人又は団体につき1個とする。可否同数の場合は、代表の決するところによる。
4. 会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法（電子メールによる方法を含む）により議決し、又は他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、当該欠席会員は、出席したものとみなす。

第9条（幹事会）

本会の運営について協議するため、幹事会を置く。幹事会は、代表が必要と認めた場合に開催する。

第 10 条（事務局長）

本会の事務を総括するため、第 5 条 1 項に基づき事務局長を置く。

第 11 条（会計及び会計年度）

1. 本会の運営に必要な経費は、寄付及びその他の収入を充てる。
2. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年の 3 月 31 日までとする。

第 12 条（その他必要な事項）

本規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会で協議の上定める。

附則

1. この規約は、令和 6 年 6 月 4 日開催の設立総会で承認され、同日から施行する。
2. 本会の最初の代表は山口寿一及び近藤敏貴、幹事は安部順一、高橋恒平、花輪智史、町田智子、松木修一、八木壯一及び柳与志夫、事務局長は安部順一、監事は数藤雅彦とする。
3. 本会の設立初年度の会計年度は、令和 6 年 6 月 4 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

以上